

新潟大学学報

第 2 1 8 号 昭和 3 9 年 8 月 1 日

新潟大学事務局発行

目 次

関係法令	
法 律	2 5 4 9
政 令	2 5 4 9
府 令	2 5 5 0
省 令	2 5 5 0
規 則	2 5 5 0

学内規程

新潟大学電子計算機運営委員会 規程	2 5 5 0
新潟大学電子計算機室規程	2 5 5 1
新潟大学事務組織規程の一部を改正 する規程	2 5 5 1
新潟大学事務局・学生部事務分掌規 程	2 5 5 3

学 事

第 1 3 0 回評議會	2 5 5 6
第 1 0 0 回工学部学術研究発表会	2 5 5 6

学生奨助	2 5 5 6
昭和 3 9 年度科学研究費交付金（各個 研究）の追加審査結果について	2 5 5 8

人 事

人事奨助	2 5 5 8
外国出版	2 5 5 9
帰 朝	2 5 5 9

雑 報

新潟地震の罹災教職員等に対する 見舞金について	2 5 5 9
新潟大学職員福祉会の発足について	2 5 6 0
大学日誌	2 5 6 0
真保一輔名誉教授の不幸について	2 5 6 0

資 料

附属図書館利用統計	2 5 6 0
-----------	---------

関 係 法 令

◇ 法 律 ◇

- 法律第 1 3 3 号 昭和 3 9 年 7 月 2 日

国家公務員に対する寒冷地手当，石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
の一部を改正する法律

- 法律第 1 3 7 号 昭和 3 9 年 7 月 2 日

教育職員免許法の一部を改正する法律

- 法律第 1 5 1 号 昭和 3 9 年 7 月 6 日

恩給法の一部を改正する法律等の一部
を改正する法律

- 法律第 1 5 3 号 昭和 3 9 年 7 月 6 日

国家公務員共済組合法等の一部を改正
する法律

- 法律第 1 5 4 号 昭和 3 9 年 7 月 6 日

国家公務員共済組合法の長期給付に関
する施行法等の一部を改正する法律

◇ 政 令 ◇

- 政令第 2 3 3 号 昭和 3 9 年 7 月 6 日

恩給法の一部を改正する法律附則第 2
4 条第 5 項の服務期間等及び同法附則
第 4 3 条の 2 の外国特殊機関の職員を
定める政令

- 政令第 2 3 4 号 昭和 3 9 年 7 月 6 日

恩給給与規則の一部を改正する政令

- 政令第235号 昭和39年7月6日

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

◇ 府 令 ◇

- 総理府令第28号 昭和39年7月6日

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給の年額の改正手続等に関する総理府令

- 総理府令第29号 昭和39年7月6日

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律附則の規定により軍人普通恩給等を受けたいことを希望しない場合の手続に関する総理府令

◇ 省 令 ◇

- 文部省令第21号 昭和39年7月11日

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

◇ 規 則 ◇

- 人事院規則の一部改正
昭和39年7月6日

人事院規則9-31(隔遠地手当)の一部を改正する規則

- 人事院規則の一部改正
昭和39年7月8日

人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

学 内 規 程

- 新潟大学電子計算機運営委員会規程を、次のように定める。

昭和39年7月16日

新潟大学長 伊藤 辰治

新潟大学規程第36号

新潟大学電子計算機運営委員会規程

(趣旨)

第1条 新潟大学に、電子計算機の利用による研究の推進を図り、その運営の円滑化を図るため、新潟大学電子計算機運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 1 電子計算機室の運用に関すること
- 2 電子計算機の管理に関すること
- 3 電子計算機の維持経費に関すること
- 4 その他重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

- 1 各学部長、教養部長および医学部附属病院長
 - 2 各学部、教養部および医学部附属病院から推薦された教官各1名
 - 3 電子計算機室長
 - 4 事務局長
- 2 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、学長が委嘱する。

第6条 委員は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に欠けたるときは、委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

第7条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を、会議に出席させることができる。

第8条 電子計算機の使用および管理にあたるため電子計算機室を置く。

2 電子計算機室については、別に定める。

第9条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設課長および理学部事務長をもつてこれにあてる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局において処理する。

付 則

この規程は、昭和39年7月16日から施行する。

(制定理由)

電子計算機の利用によつて、研究の推進を図り、その運営の円滑化のために委員会を置くこととし、この規程を制定するものである。

○ 新潟大学電子計算機室規程を、次のように定める。

昭和39年7月16日

新潟大学長 伊藤 辰治

新潟大学規程第37号

新潟大学電子計算機室規程

(目的)

第1条 新潟大学電子計算機運営委員会規程第8条に基づき、新潟大学電子計算機室(以下「電子計算機室」という。)を置く。

(業務)

第2条 電子計算機室は、次の業務を行なう。

- 1 計算のプログラムに関すること
- 2 計算の実施に関すること
- 3 電子計算機使用の指導に関すること
- 4 電子計算機室の管理に関すること
- 5 その他必要な事項

(職員)

第3条 電子計算機室に、電子計算機室長(以下「室長」という。)および必要な職員を置く。

2 室長は、学長が任命する。室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 室長は、電子計算機室の管理、運営にあたる。

4 職員は、電子計算機室の業務に従事する。

(管理)

第4条 電子計算機室の事務は、理学部事務局において行なう。

(雑則)

第5条 電子計算機室の使用および管理に関する細則は、室長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和39年7月16日から施行する。

(制定理由)

電子計算機運営委員会規程第8条に基づき、この規程を制定するものである。

○ 新潟大学事務組織規程の一部を改正する規程を、次のように定める。

昭和39年8月1日

新潟大学長 伊藤 辰治

新潟大学規程第38号

新潟大学事務組織規程の一部を改正する規程

新潟大学事務組織規程の一部を次のように改める。

第2条を、次のように改める。

第2条 事務局に庶務部、経理部および施設課を置く。

- 2 庶務部に庶務課および人事課を置く。
- 3 経理部に主計課および経理課を置く。

第4条から第7条までを、各一条ずつ繰り下げ、第3条第4条を、次のように改める。

第3条 学生部に教務課および厚生課を置く。

第4条 各学部、教養部、教育学部分校、附属図書館および医学部附属病院に、それぞれ事務部を置く。

- 2 医学部附属病院の事務部に課を置く。

第8条を第9条に繰り下げて、次のように改め、第9条第10条を、各一条ずつ繰り下げる。

第9条 各学部、教養部、教育学部分校、附属図書館および医学部附属病院における事務分掌に関する規程は、学長の承認を得て、その部局の長が定める。

第11条を第12条に繰り下げて、次のように改める。

第12条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 大学の事務に関し、総括しおよび連絡調整すること
- 2 機密に関すること
- 3 儀式その他諸行事に関すること
- 4 評議会その他の会議に関すること
- 5 学則その他諸規程等の制定および改廃に関すること
- 6 学部、学科等の設置および改廃その他学事に関すること
- 7 学位に関すること
- 8 内地および外地研究員等に関すること
- 9 学術団体等との連絡に関すること
- 10 渉外に関すること
- 11 公印の管守に関すること
- 12 公文書類を接受し、発送しおよび整理保存すること
- 13 調査統計その他諸報告に関すること
- 14 その他他の部および課の所掌に属しない事務を処理すること

第12条を削り、第13条から第15条までを、

各三条ずつ繰り下げ、第13条第14条第15条を次のように定める。

第13条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 職員の任免、分限、懲戒および服務等に関すること
- 2 職員の給与に関すること
- 3 職員の定員に関すること
- 4 職員の勤務評定に関すること
- 5 職員の健康管理および福祉に関すること
- 6 退職者の恩給および退職手当に関すること
- 7 栄典、表彰に関すること
- 8 人事記録に関すること
- 9 職員の団体に関すること
- 10 職員宿舍の居住者の選考に関すること
- 11 課の所掌事務の諸報告に関すること
- 12 その他人事に関する事務を処理すること

第14条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 会計事務に関し、総括しおよび連絡調整すること
- 2 予算に関すること
- 3 債権管理の総括事務に関すること
- 4 物品管理の総括事務に関すること
- 5 会計の監査に関すること
- 6 支出負担行為の確認に関すること
- 7 国有財産に関すること
- 8 職員の宿舍に関すること
- 9 会計官吏の公印の管守に関すること
- 10 会計諸規程に関すること
- 11 会計に関する渉外事務を処理すること
- 12 課の所掌事務の諸報告に関すること
- 13 その他会計事務で経理課の所掌に属しない事務を処理すること

第15条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 収入、支出および決算に関すること
- 2 才入才出外現金および有価証券に関すること
- 3 債権の管理に関すること
- 4 前途資金に関すること
- 5 給与等の支給に関すること
- 6 所得税等の徴収に関すること
- 7 物品の管理に関すること

- 8 委任経理の出納保管に関する事
- 9 科学研究費等の経理に関する事
- 10 計算証明に関する事
- 11 学内の警備取り締りに関する事
- 12 共済組合に関する事
- 13 課の所掌事務の諸報告に関する事
- 14 その他会計経理に関する事

付 則

この規程は、昭和39年8月1日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

(改正理由)

昭和39年度から、本学事務局に部制が実施されることになったことに伴い、規程の一部を改正するものである。

○ 新潟大学事務局・学生部事務分掌規程を、次のように定める。

昭和39年8月1日

新潟大学長 伊藤 辰治

新潟大学規程第39号

新潟大学事務局・学生部事務分掌規程

第1条 庶務課にその事務を分掌させるため、庶務係、文書係および学事調査係を置く。

- 2 庶務係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 大学の事務に関し、総括しおよび連絡調整すること
 - 2 学長秘書事務に関する事
 - 3 評議会その他会議に関する事
 - 4 儀式その他諸行事に関する事
 - 5 旅行命令に関する事
 - 6 内地および外地研究員等に関する事
 - 7 渉外に関する事
 - 8 当直勤務に関する事
 - 9 他部課の所掌に属さないこと
- 3 文書係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 文書の接受、発送に関する事
 - 2 郵便切手類の受払に関する事

- 3 文書の様式、用語の審査および浄書に関する事
- 4 文書の編集および保存に関する事
- 5 学則その他諸規程等の制定および改廃に関する事
- 6 公印の管守に関する事
- 7 諸証明書発行に関する事
- 8 官報報告に関する事
- 4 学事調査係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 学部、学科等の設置および改廃その他学事に関する事
 - 2 学術団体との連絡調整に関する事
 - 3 科学研究費等に関する事
 - 4 学位に関する事
 - 5 附属学校の事務に関する事
 - 6 指定統計調査に関する事
 - 7 資料の収集利用に関する事
 - 8 大学一覧、学報等の編集発行その他広報に関する事

第2条 人事課にその事務を分掌させるため、任用係、給与係および福祉係を置く。

- 2 任用係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 職員の任免、分限、懲戒および服務等に関する事
 - 2 職員の定員に関する事
 - 3 外国人数員の雇用契約に関する事
 - 4 職員の勤務評定および研修に関する事
 - 5 栄典に関する事
 - 6 名誉教授に関する事
 - 7 この係の所掌に係る諸調査、統計および報告に関する事
 - 8 その他人事所掌事務で他係に属しないこと
- 3 給与係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 職員の俸給に関する事
 - 2 職員の諸手当に関する事
 - 3 等級別定数に関する事
 - 4 職員の職制に関する事
 - 5 職員の勤務時間に関する事
 - 6 この係の所掌に係る諸調査、統計および報告に関する事
 - 7 その他給与に関する事
- 4 福祉係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 職員の保健、安全管理および厚生福祉に関する事

- 2 職員の退職手当に関すること
- 3 退職者の恩給および公務災害補償に関すること
- 4 職員の団体に関すること
- 5 職員の表彰に関すること
- 6 人事記録に関すること
- 7 職員宿舎の入居者の選考に関すること
- 8 この係の所掌に係る諸調査、統計および報告に関すること

第3条 主計課にその事務を分掌させるため、総務係、司計係および管財係を置く。

- 2 総務係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 会計の事務に関し総括しおよび連絡調整すること
 - 2 会計に関する企画および調査に関すること
 - 3 会計検査、監査に関すること
 - 4 会計に関する諸規程の立案に関すること
 - 5 会計官職員の命免および報告に関すること
 - 6 会計関係公印の管守に関すること
 - 7 その他主計課所掌事務で他係に属しないこと
- 3 司計係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 予算の概算に関すること
 - 2 予算の経理に関すること
 - 3 支出負担行為および支払計画に関すること
 - 4 支出負担行為の確認に関すること
 - 5 予算の計画および実施調査に関すること
- 4 管財係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 国有財産の取得管理および処分に関すること
 - 2 土地建物の寄付受領および貸借に関すること
 - 3 職員の宿舎に関すること
 - 4 国有財産の実施調査に関すること
 - 5 国有財産の諸報告および計算書の作成に関すること

第4条 経理課にその事務を分掌させるため、用度係、出納係、給与経理係および共済組合係を置く。

- 2 用度係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 物件費の経理に関すること
 - 2 物品、役務の調達に関すること
 - 3 物品の管理に関すること
 - 4 物品の売払に関すること
 - 5 寄付物品に関すること
 - 6 配車に関すること
 - 7 学内整備取締りに関すること

- 8 火災予防に関すること
- 9 その他経理課所掌事務で他係に属しないこと
- 3 出納係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 収入および支出に関すること
 - 2 才入および才出の決算に関すること
 - 3 前途資金の経理に関すること
 - 4 才入才出外現金に関すること
 - 5 債権管理に関すること
 - 6 計算証明に関すること
 - 7 委任経理に関すること
 - 8 科学研究費等の経理に関すること
 - 9 共済組合の収納および支払いに関すること
- 4 給与経理係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 給与等の支給に関すること
 - 2 所得税および市町村民税等の徴収に関すること
 - 3 人件費の経理に関すること
 - 4 給与経理関係の統計調査に関すること
- 5 共済組合係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 短期経理に関すること
 - 2 業務経理に関すること
 - 3 貸付経理に関すること
 - 4 保健経理に関すること
 - 5 長期給付に関すること
 - 6 所属所の連絡および調整に関すること

第5条 施設課にその事務を分掌させるため、企画係、第一工営係、第二工営係および施設設備係を置く。

- 2 企画係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 施設整備に関し、総括しおよび連絡調整すること
 - 2 営繕工事に関し、企画しおよび予算案を準備すること
 - 3 施設の立地計画、環境整備および確保保全に関すること
 - 4 営繕工事の入札および請負契約事務に関すること
 - 5 電話の増設および移転に関すること
 - 6 施設に関する調査および報告に関すること
 - 7 この課の所掌事務で他係に属しないこと
- 3 第一工営係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 建物営繕および新営ならびに工作物の設計、計画に関すること
 - 2 建物営繕および新営工事の監理に関すること

- 3 建物営繕および新営工事の検査に関すること
 - 4 第二工営係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 建物営繕および新営ならびに工作物の設計、計画に関すること
 - 2 建物営繕および新営工事の監理に関すること
 - 3 建物営繕および新営工事の検査に関すること
 - 4 工事用資材の検収および監守に関すること
 - 5 土地建物および工作物の維持、保存に関すること
 - 5 施設設備係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 電気、ガス、給排水、衛生暖房等の設計、計画および積算、検査に関すること
 - 2 電気、ガス、給排水、衛生暖房等の工事管理および維持保全に関すること
- 第6条 教務課にその事務を分掌させるため、教務係および補導係を置く。
- 2 教務係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 教務に関する諸規程の立案に関すること
 - 2 教育課程および授業に関すること
 - 3 入学者の選抜に関し連絡調整すること
 - 4 学生の修学指導に関し連絡調整すること
 - 5 学生の入学、退学、転学、除籍および卒業等に関すること
 - 6 学生の学籍その他記録に関すること
 - 7 公開講座および全学講義に関すること
 - 8 大学院および専攻科に関すること
 - 9 研究生、専攻生、聴講生、委託生および教育研修員に関すること
 - 10 外国人学生に関すること
 - 11 教務に関する諸調査、統計に関すること
 - 12 その他教務に関する事務を処理すること
 - 3 補導係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 厚生補導担当教官との連絡に関すること
 - 2 学生のカウンセリングに関すること
 - 3 学生の課外教育に関すること
 - 4 学生および学生団体の指導監督に関すること
 - 5 学生の集会および催物に関すること
 - 6 学生の掲示に関すること
 - 7 学生の出版物に関すること
 - 8 学生部協議会に関すること
 - 9 学生便覧の編集に関すること
 - 10 補導に関する資料の収集および整理に関すること
 - 11 補導に関する諸調査、統計に関すること

- 12 その他補導に関する事務を処理すること

第7条 厚生課にその事務を分掌させるため、厚生係および学生生活係を置く。

- 2 厚生係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 学生の奨学金に関すること
 - 2 授業料の減免、猶予に関すること
 - 3 学生の厚生施設の管理運営および厚生事業に関すること
 - 4 寄宿舎の管理運営に関すること
 - 5 学生の職業指導および就職の開拓あつせんに関すること
 - 6 学生アルバイトの指導紹介に関すること
 - 7 学生の旅客運賃割引証に関すること
 - 8 学生の宿所紹介に関すること
 - 9 所掌事務に関する調査、統計に関すること
 - 10 その他学生の厚生福祉に関すること
- 3 学生生活係は、次の事務をつかさどる。
 - 1 学生課外活動および課外活動施設の管理運営に関すること
 - 2 学生保健管理および保健施設の管理運営に関すること
 - 3 学生保健相談所の管理運営に関すること
 - 4 学生の栄養指導に関すること
 - 5 所掌事務に関する調査、統計に関すること

付 則

- 1 この規程は、昭和39年8月1日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 新潟大学事務局・学生部事務分掌規程（昭和36年4月20日制定施行）は、この規程施行の日をもつて廃止する。

（全文改正の理由）

昭和39年度から、本学事務局に部制が実施されることになつたことに伴い、規程の全文を改正するものである。

学 事

○ 第130回評議会

日 時 昭和39年7月16日午後1時30分

場 所 本部会議室

議 事

- (1) 電子計算機運営委員会規程および電子計算機室規程の制定について

報告事項

- (1) 関東甲信越大学体育大会について

○ 第100回工学部学術研究発表会

昭和39年6月26日(金)

午後2時30分~同4時30分

「最近の接触応力の研究について」

精密工学科(助手) 田村 久司

ヘルツの圧力式の誘導をポテンシャル函数を用いて簡単に解説した。更にそれから出発して、ころがり接触における応力分布を導いたミンドリンの論文を解説し、最近のこの問題に関する2~3の研究を紹介した。

○ 学生異動

・復 学 (学部)

医(進)	37-36	師岡 長	39.4.1付
"(〃)	38-67	鈴木 久枝	"
"	280	若林 明	"
人文	37-29	斎藤 洋	"
"	38-24	西村 勝	"
"	37-124	宮田 久哉	"
"	38-80	河地 正美	"
"	36-6	星野 徹三	"
教育	8019	木下美登里	"
"	36-147	清水 恵子	"
"	34-231	白井 哲夫	"
"	36-279	岩佐 秀子	"
"	5322	松井 猛	"
理	37-43	榎本 房子	"
"	38-69	平岩奈美子	"
工	35-14	加藤 晴久	"
"	33-141	深田 喬史	"

工	37-229	上田 浩	39.4.1付
"	38-250	小林 健一	"

・休 学 (学部)

農	33-57	増田 芳郎	39.1~40.3.31
人文	38-4	朝川 博	"
教育	36-944	高橋 剛	"
理	33-84	竹内 国男	"
医	558	関 真佐忠	39.1~39.9.30
"	617	風間 竜輔	39.1~40.3.31
"	252	小田切 裕	39.1~39.9.30
農	31-10	堀尾栄一郎	"
工	34-80	松沢 正明	39.1~40.3.31
"	36-214	久保田幸郎	"
"	36-25	小島 英延	"
"	35-134	大村 喜堂	"
人文	35-71	岩崎 尚光	"
理	37-79	平井 久元	"
教育	35-259	梶 正子	"
"	35-38	金子 春子	"
理	36-70	相田 毅	39.5.1~40.3.31
医(進)	39-85	梅津 尚男	"
教育	8002	秋山 勝次	39.6.1~40.3.31
"	9041	渋谷 誠司	39.6.1~39.8.31
理	36-52	皆川 鎮雄	39.6.1~40.3.31
医	80	吉田 悌二	"
医(進)	37-36	師岡 長	"
"(〃)	38-72	高木 隆治	"
工	39-268	山崎 聰	39.5.30~40.3.31
農	36-42	青柳 淳	39.6.15~40.3.31

(大学院)

医学研究科	115	石田 寛友	39.1~40.3.31
"	132	曾我 淳	"

・退 学 (学部)

(退学の許可を受けた者)

医	628	長崎 泰蔵	39.3.31付
人文	38-98	松尾 一次	"
教育	8051	山本 憲一	"
"	7059	梅垣 碩也	"
"	34-302	多田 正範	"
"	34-213	後藤 義明	"
理	36-20	青木 正義	"
"	35-71	佐藤 泰	"

農	33-9	池上 昶	39.3.31付
人文	33-97	島田 千秋	"
工	32-19	勝又 章夫	"
"	37-32	中井 俊春	"
"	37-83	根本 昭二	"
人文	34-9	柿本 治郎	"
"	33-44	米田 忠男	"
教育	6142	長谷川 玲子	"
"	36-7	遠藤 信行	"
"	34-307	椎井 梅吉	"
理	36-25	五十嵐 繁	"
教育	36-124	関 俊一	"
"	39-514	伊藤 雅子	39.4.24付
"	93.04	川端 正郎	39.5.31付

(専攻科)

農	37-専4	原 康都	39.3.31付
人文	38-専7	越 直子	"
教育	38-専3	羽入 敏夫	"

・退学 (学部)

(退学を命ぜられた者)

理	33-34	清野 宣弘	39.3.31付
"	33-50	松岡 潤吉	"
"	33-52	持館 宏	"
人文	39-150	瀬田 節子	39.5.1付
"	39-48	上原由美子	"
"	39-46	富沢 敏雄	"
"	39-26	根岸 和時	"
"	39-128	清水 孝雄	"
教育	9012	池田 桂子	"
"	9058	加藤紀美子	"
"	9059	玉川 里子	"
"	9123	南波 直	"
"	9157	丸山 淑子	"
"	9158	溝口 美波	"
"	9184	吉原ふき子	"
"	9219	小野寺宗夫	"
理	39-68	大熊 達義	"
"	39-90	久慈 秀彌	"
工	39-271	荒井 淳二	"
"	39-272	橋本 敏夫	"
"	39-273	藤本 亮介	"
"	39-18	伊沢 正好	"
"	39-274	石井 義人	"

工	39-20	石塚 和男	39.5.1付
"	39-275	込山 源一	"
"	39-276	熊谷 晃	"
"	39-231	安斎 操	"
"	39-14	平林 徹郎	"
"	39-68	稲津 勝信	"
"	39-277	北沢 増夫	"
"	39-278	鈴木 敏弘	"
"	39-120	飯田 広之	"
"	39-279	加藤 繁	"
"	39-128	中村 秀一	"
"	39-280	西野 信一	"
"	39-133	佐藤 巖	"
"	39-135	関川 哲郎	"
"	39-140	土屋 秀磨	"
"	39-281	山口 正勝	"
"	39-282	江間 英昭	"
"	39-161	今井 康広	"
"	39-153	石井 教昌	"
"	39-283	河嶋 繁男	"
"	39-168	新美 和孝	"
"	39-180	高木 隆司	"
"	39-184	田草川 豊	"
"	39-185	田中 和憲	"
"	39-164	中村 勝彦	"
"	39-201	長谷部和夫	"
"	39-284	服部 智之	"
"	39-285	井出 宏	"
"	39-286	池田信二郎	"
"	39-287	影沢 照侑	"
"	39-288	中野 弘道	"
"	39-289	杉山 智正	"
"	39-290	高木 励	"
"	39-291	竹中 邦興	"
"	39-292	赤石沢 隆	"
"	39-293	安藤 譲	"
"	39-235	北条 彰司	"
"	39-239	和泉 武郎	"
"	39-244	木村 正男	"
"	39-294	小林 忠行	"

・除籍 (学部)

工	37-192	渡辺 正毅	39.4.23付
教育	35-461	古屋 芳郎	39.3.31付

○ 昭和39年度科学研究費交付金（各個研究）の追加審査結果について

文部省から次のとおり採択内定の追加通知がありました。

各 個 研 究

部 局 名	研 究 代 表 者		研 究 課 題	内 定 額 (千円)
	職 名	氏 名		
理 学 部	教 授	西 田 彰 一	新潟地震に関する地盤災害の研究	300

人 事

○ 人 事 異 動

(文 部 省 発 令)

発令年月日	所 属	官 職	氏 名	異 動 内 容
39.4.1	教育学部 附属長岡小学校	教 諭	青木 泰也	教育学部附属長岡小学校教頭に併任する
6.16	医学部	助 手	滝沢 行雄	助教授医学部に昇任させる
7.1	国立東京第二病院	耳鼻咽喉科長	猪 初男	文部教官(新潟大学教授医学部)に転任させる

(新 潟 大 学 発 令)

発令年月日	所 属	官 職	氏 名	異 動 内 容
39.6.16	医学部附属病院	看護 助手	小野 タネ	復職させる
6.28	同	助 手	内山 淳	休職 昭和40.6.27まで
6.29	同	同	高野 正子	事務員(工学部)に採用する
6.30	医学部附属病院	助 手	中村 達夫	辞職を承認する
同	医学部	同	広川 亮二	辞職を承認する
7.1	同	同	渡部 義一	教務員(医学部附属病院)に採用する
同	同	同	佐々木恒雄	同
同	東京医科歯科大学	文部技官看護婦	山澄 信子	新潟大学医学部附属病院看護婦に転任させる
同	工学部	文部事務官	阿部 浩一	工学部庶務係長心得を命ずる
7.7	医学部附属病院	技能力技術補助員	佐藤登志弥	辞職を承認する
7.9	同	助 手	宮崎 通城	休職 昭和40.7.8まで
7.10	同	技 能 員	布川 尚也	技術員(医学部附属病院薬剤部)に配置換する
7.16	同	同	藤原 哲	文部教官(助手教育学部)に採用する
同	教育学部	助 手	永沢 勉	講師教育学部に昇任させる
7.31	医学部	助 手	青木 正作	辞職を承認する
同	医学部附属病院	技 能 員	小武 隆	同
8.1	同	同	細貝 寧長	技術員(工学部)に採用する
同	同	同	藤崎千代子	教務員(教養部)に採用する

1	工学部 助 手	早津 尚夫	教務員(医学部附属病院)に採用する
同	医学部附属病院 助 手	野口 誠一	講師(工学部)に昇任させる
同		小島 道夫	助手医学部に配置換する

○ 外国出張

・農学部 教授 玉利勤治郎
 連合王国における国際植物学会に出席ならびに欧米各国における農薬の研究に関する調査のため、アメリカ合衆国および連合王国へ出張を命ぜられ、約2か月間の予定で、7月10日東京空港を出発した。

~~~~~

・医学部 助手 中沢省三  
 神経生化学的研究のため、カナダ国へ出張を命ぜ

られ、約1年間の予定で、7月22日東京空港を出発した。

○ 帰 朝

・医学部 教授 堺 哲郎  
 連合王国ロンドンおよび欧米各国において外科医学研究のため、連合王国およびアメリカ合衆国へ出張中のところ、7月11日東京空港に帰朝した。

雑 報

○ 新潟地震の罹災教職員等に対する見舞金について

1. 文部省、国立大学等から寄せられた見舞金  
 新潟地震の罹災教職員等に対し、各方面から次のとおり、多額の見舞金をいただきました。まことにありがたく心から感謝いたす次第であります。  
 おつて、本見舞金は本学教職員の拠出金に併わせ、被害をうけた教職員、学生に交付いたしたく目下準備中であります。

見 舞 金 明 細

昭和39年7月31日現在

| ど 氏 名           | 金 額     | 備 考 |
|-----------------|---------|-----|
| 文部省本省内部部局       | 円       |     |
| 日本ユネスコ国内委員会事務局  | 100,000 | 職員  |
| 文化財保護委員会事務局     |         |     |
| 匿名(毎日新聞宮崎支局寄託)  | 500     |     |
| 鳥取大学教職員         | 7,920   |     |
| 三宅能正(北海道大学庶務部長) | 5,000   |     |
| 香川大学教職員         | 15,770  |     |
| 小樽商科大学教職員       | 24,700  | }   |
| 小樽商科大学若草会       |         |     |

|             |          |  |
|-------------|----------|--|
| 広島大学教職員     | 95,380   |  |
| 東京医科歯科大学教職員 | 50,000   |  |
| 京都大学教職員     | 151,000  |  |
| 九州大学教職員     | 80,000   |  |
| 信州大学教職員     | 98,530   |  |
| 計           | 698,800円 |  |

(注) 1. 見舞金の中には、1部罹災学生に対する分も含まれております。

2. 今後も更に国立大学から見舞金の送付がある見込です。

2. 学内募金

各部局長等が発起人となり、学内教職員から罹災教職員に対する見舞金を募金しましたところ、各位のご協力を得て、このほど次のとおりまとまりましたので、お知らせいたします。

なお、見舞金は、被害をうけた教職員に交付いたしたく、目下準備中であります。

見舞金部局別募金額明細

昭和39年7月31日現在

| 部 局 名    | 金 額     | 備 考 |
|----------|---------|-----|
| 本 部      | 69834円  |     |
| 人 文 学 部  | 50,100  |     |
| 教 育 学 部  | 46,800  |     |
| 教育学部長岡分校 | 50,226  |     |
| 教育学部高田分校 | 108,740 |     |
| 理 学 部    | 40,300  |     |

|         |          |
|---------|----------|
| 医学部     | 73,550   |
| 工学部     | 64,490   |
| 農学部     | 54,050   |
| 教養部     | 23,800   |
| 附属図書館   | 9,100    |
| 医学部附属病院 | 134,600  |
| 商業短期大学部 | 9,200    |
| 計       | 734,790円 |

同教授は、東京帝国大学理科大学植物学科を卒業、大正8年6月新潟高等学校教授に任ぜられ、昭和24年6月新潟大学講師理学部、33年1月新潟大学教授理学部を経て、34年3月31日退職、34年6月18日付けで、名誉教授の称号を授与されました。

ここに、謹んで哀悼の意を表します。

なお、昭和39年7月17日付けで、勲二等に叙し、瑞宝章を授けられました。

## 資 料

### ○ 新潟大学職員福祉会の発足について

新潟大学教職員の福祉を目的として、新潟大学職員福祉会が創設され、各部署教職員の大多数1,123名の参加を得て、昭和39年7月1日から発足した。

### ○ 附属図書館利用統計

昭和39年7月中における附属図書館利用状況は次のとおりである。

### ○ 大学日誌

昭和39年7月分

7日(火) 文部省大臣官房人事課宮地副長 災害見舞いに来学

13日(月) 国家公務員共同事業レクリエーション新潟地区担当者会議(本部会議室)

16日(木) 第130回評議会(本部会議室)

17日(金) 真保一輔名誉教授死去

28日(火) 新潟大学総合施設計画調査会(本部会議室)

| 館名          | 開館<br>日数 | 利用人員 (人) |       |     | 利用冊数 (冊) |       |     |
|-------------|----------|----------|-------|-----|----------|-------|-----|
|             |          | 教官       | 学生    | その他 | 教官       | 学生    | その他 |
| 本(医学部部分館併設) | 27       | 393      | 177   | 0   | 616      | 206   | 0   |
| 人文学部文庫分館    | 27       | 72       | 181   | 0   | 139      | 291   | 0   |
| 教育学部分館      | 27       | 21       | 615   | 0   | 50       | 1,007 | 0   |
| 長岡分校分館      | 27       | 47       | 253   | 0   | 51       | 311   | 0   |
| 高田分校分館      | 27       | 18       | 198   | 7   | 40       | 353   | 12  |
| 工学部分館       | 27       | 42       | 340   | 3   | 67       | 330   | 3   |
| 農学部分館       | 27       | 15       | 101   | 0   | 19       | 124   | 0   |
| 計           |          | 608      | 1,865 | 10  | 982      | 2,622 | 15  |

### ○ 真保一輔名誉教授の不幸について

真保一輔名誉教授は、本学医学部附属病院に入院加療中のところ、昭和39年7月17日逝去されました。

(備考) 農学部分館は自由接架式のため利用人員、利用冊数は館外利用のみ計上した。

